

平成26年度 一般会計・特別会計決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、平成26年度棚倉町一般会計並びに各特別会計の決算について審査をした意見書を下記のとおり報告いたします。

1. 審査の期間

平成27年7月27日から平成27年8月7日までのうち6日間

2. 審査の方法

審査に付された一般会計・特別会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について審査した。

審査にあたっては、これらの決算係数が関係法令に準拠して調製されているか、計数は正確か、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正でかつ効率的に執行されているか等に主眼を置いて、それぞれの関係諸帳簿等との照合のほか、関係職員から事業内容を聴取し審査を実施した。

3. 意見

一般会計・特別会計とも、決算の計数に誤りはなく、関係諸帳簿、証拠書類とも関係法令に従って作成し整備されており、歳入歳出の予算執行に関する会計経理の事務処理は、適正に行われていると認められる。限られた財源を重点的に配分し、効率的で迅速な事務執行により各会計とも黒字の決算で翌年度に引き継ぐことができた。

平成26年度は、ルネサンス棚倉施設改修工事、社会資本整備総合交付金事業による道路改良工事、ふくしま森林再生事業、除染対策事業、臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事業等の事業について、適正かつ迅速な予算措置が図られ、職員一丸となり限られた財源の有効活用を図り、各種施策の推進に努めたことは高く評価する。

しかしながら、今後は少子高齢化の進展などにより、町税の伸び悩みと扶助費をはじめとする社会保障関連経費の増大が進むと予測される。

このようなことから、町の自主財源の根幹である町税や住宅使用料等の収入未済額の改善強化に向けた取り組みの継続に期待するものである。また、東京電力福島第一原子力発電所事故により実施された様々な事業の費用負担については、引き続き東京電力株式会社へ損害賠償を求める等、財源の確保と改善を図りたい。

人口の推移をみると、平成16年4月では16,111人であったが、平成26年4月では14,843人となり、1,268人減少している。

また、地方債現在高は、平成16年度で5,434,990千円であったが、平成26年度では7,158,702千円となり、1,723,712千円が増加している状況となっている。

今後の各種事業実施においても、少子高齢化等の緊急課題への迅速な対応、町民への行政サービスの継続と向上、多様化する町民ニーズを的確に把握し、より一層健全な財政を維持する経営の能力を強化するとともに、課題としている施策を着実に推進することで住民の福祉の増進を図り、自主性及び自立性を十分に発揮されることを強く期待するものである。